

事業計画書

平成 29 年度 指定就労移行支援事業所 のぞみ共同作業所・マイフレンド

1. 事業運営基本方針

- (1)利用者が事業所の利用を通じて自信を深め、希望する職業に就き、働き続けられるよう支援する。
- (2)地域住民と積極的に交流し、地域にとって必要な就労移行支援事業所を目指す。

2. 今年度事業目標

- (1)生産活動やプログラム等、事業所の支援を通して、利用者が自分自身を理解し、長所を活かして働き続けることができるよう支援する。
- (2)具体的で身近な目標を設定し、目標に合わせた支援を提供することで、利用者が日々の事業所での活動に意欲的に取り組めるようにする。
- (3)地域の中での事業所の役割を意識し、関係機関や地域住民からのニーズを広く取り入れるとともに、事業所や法人全体の活動について積極的に発信する。
- (4)利用者が雇用先企業に受け入れられるよう企業への支援を行う。

3. 事業内容

- (1)多くの方に就労移行支援事業を知っていただくために

相談支援事業所、地域のクリニックをはじめとした関係機関を定期的に訪問し、就労移行支援事業についての紹介を続けるとともに、地域からのニーズを把握するよう努める。また、事業説明会、就職者を祝う会を開催し、広く地域の方々に事業を知っていただく機会とする。

- (2)就労に向けての支援

利用者の将来の希望を把握し、その実現のための具体的な目標を利用者とともに考える。事業所の利用を経て就労生活を続けている方々の話を聞く機会や、地域の企業を見学する機会を積極的に設け、利用者が就労後のイメージを具体的に持てるようにする。就労支援員、生活支援員、職業指導員の役割をお互いに確認し合う機会を作り、効果的に連携して利用者を支援する。

○生活支援

必要に応じて医療機関や家族等と連携し、利用者の現在の生活について把握する。その上で、将来、働き続けるために今どのような日常生活を送ればよいか、生活ノート等を活用しながら利用者とともに考える。利用者が、生活面における課題や悩みについて医療機関や生活支援サービスに相談できるよう支援する。利用者が本来持っている力を発揮するために、日常生活や生産活動などを通して体調の変化や疲労の度合い、不調のサインを把

握して、対処や予防の方法を知り、自ら実践できるよう支援する。

○職業生活やコミュニケーション

ビジネスマナー講座や SST などの講座を提供し、利用者が職業生活を続ける上で必要な知識や技術を習得できるよう支援する。また自分の特性を理解し、成功体験を積み重ねられる実践の場として生産活動や職場実習を提供する。生産活動については、様々な方法で提供することで、利用者の新たな一面を知るアセスメントの機会としても活用する。

○求職活動への支援

職歴や訓練成果を振り返り、利用者が将来希望する生活や就きたい職業を具体的に描けるよう働きかける。自分に適した職業を選び、就労意欲を企業に伝え採用に結びつけられるよう支援する。事業の利用を通して、自分の特長や得意分野、健康管理に必要な情報、企業に求める配慮など働く上で必要な事項を見出し、企業に伝えられるよう支援する。

○他機関との連携

様々な場面において、他機関と積極的に連携し利用者を支援する。利用者にとっての相談窓口を増やすとともに、利用終了後に備えて支援の幅が広がることを目指す。

(3)就職後の支援

企業に対し、利用者の適性や特性を伝えたり、また企業内で利用者への支援を行うなどして、利用者の雇用がスムーズに進められるよう支援する。利用者には、社会の中で働く喜びを実感できるよう支援を提供する。利用者から働く上での希望や不安について相談を受けた際には、企業との調整を行い、長く安定して働けるよう支援する。

(4)職員の資質向上

多様な障がいに対応して適切な支援を提供できるよう、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、法人内外の研修に参加する。得られた知識や情報は職員間で共有し、支援に反映していく。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日及び毎月第2・4土曜日の午前9時～午後6時までとする。

休日：日曜日と第1・3・5土曜日。その他、5月3日～5日、8月13日～15日、12月29日～1月3日。

サービス提供時間：営業日の午前9時00分～午後4時30分

(2)日課

9:00 朝礼・清掃 9:30 訓練①開始 12:00 昼休み 13:00 訓練②開始

14:30 訓練③開始 16:00 振り返り 16:30 終業

(3)年間予定

連絡会(月1回)、企業見学(年2回以上)、防災訓練(年2回)、障害者施設歯科健診(年1回)、就職者を祝う会(年1回)、就労移行事業説明会

事業計画書

平成 29 年度 指定自立訓練(生活訓練)事業所 のぞみ workshop

1. 事業運営における基本姿勢

- (1)法によって規定された制度の内容に捉われない、利用者一人ひとりに合わせた多様な生活訓練を実践し、それを社会に発信する。
- (2)利用者が事業所の中で経験するすべての事柄が、現在の生活に役立ち、将来においても支えになるように、吟味された意味と根拠をもって事業を運営する。
- (3)生活訓練とは、利用者が自らの力をアセスメントし、そこから将来の理想の生活を見つける環境と時間を提供する事業であることを意識して運営する。
- (4)事業所が一住民として役割を担うことで、利用者が自然に地域に溶け込めるような事業運営を展開する。

2. 利用者への支援における基本姿勢

- (1)利用者の思いに共感する姿勢を忘れず、利用者と同じ目線に立って、それぞれが望んでいる将来を見つめ、その実現に向けた支援を提供する。
- (2)利用者から学ぶ姿勢を持ち、ささいな変化を見逃さず、それぞれの言葉にできない思いに寄り添いながら、利用者一人ひとりが多様な人生の価値を見つける過程に伴走する。
- (3)訪問も含めた個別プログラムや柔軟な利用期間の設定など、多彩な支援を展開できる生活訓練の強みを活かし、利用者それぞれの現状に最適な事業の利用方法を提案する。
- (4)利用年限が定められた中で、利用者に対してできる限り多くの体験ができるような環境と時間を提供し、そこでの気づきを経験に変えていく過程を支援する。
- (5)相談支援事業所をはじめ、利用者と共に支える関係機関と密に連携しながら支援する。そのために、関係機関に対して事業所内での取り組みについて積極的に発信する。

3. 支援内容

利用者との話し合いにより作成した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、以下の支援内容を適切に組み合わせながら利用者の目標実現に向けた支援を提供する。

(1)生活技術プログラム、作業プログラム

調理や洗濯、買い物などの家事から、銀行・郵便局など公共機関の利用まで、日々繰り返されている生活場面を再現し、それらに必要な技術の向上を目指す。また、市民から提供される物品のリサイクル活動を中心に、利用者の作業能力の向上や、地域との関わり方を身に付けていくことを目的とした様々な作業プログラムを提供する。

(2)学習プログラム

大切な暮らしの要素である食への関心を高めるために栄養士を招いての栄養勉強会を行

う。また、精神保健勉強会では疾病や障がいだけに焦点を当てず、家事や他者との関わり方など幅広いテーマを設定し、上手な暮らし方について話し合う機会にする。また、クイズやゲームを使って、楽しい雰囲気の中で思考力や集中力を養う頭の体操も行う。

(3)文化活動プログラム、軽スポーツプログラム

利用者が生活の楽しみや、自らの可能性を発見する機会として、デッサン、ポストカード、リコーダー、書道、ペン字、茶道の各教室を実施する。また、体力の維持向上やリラクゼーションのために卓球やヨガを行う。市民体育館や公民館が主催するスポーツ教室への参加を通し、地域に溶け込みながらスポーツが持つ魅力を感じられる機会も提供する。

(4)外出プログラム

市外の様々な場所を訪れる機会を提供することで、利用者が外出や余暇活動についての興味関心を高め、自らの力で生活の中に楽しみを増やしていけるように支援する。

(5)事業所外プログラム、

利用者の様々なニーズに柔軟に対応するために、利用者の自宅や住み慣れた地域、地域の公共施設などを利用した事業所外プログラムを積極的に行う。

(6)相談、アウトリーチ(訪問によるプログラム)

医療機関、保健所、相談支援事業所との連携を密にし、訪問によるプログラムも活用しながら、地域生活の充実を希望する利用者及び利用者家族からの相談に積極的に対応する。

(7)地域活動

利用者とともに自治会や地区福祉委員会、商店街組合、地区公民館の活動において住民としての役割を担うことで、事業所と利用者が地域で当たり前存在になることを目指す。

(8)職員の資質向上についての取り組み

人権への意識や支援技術の向上を目指して、全ての職員が法人内外で実施される障がい保健福祉に関する研修に積極的に取り組む。

4. 営業日、日課、年間予定ほか

営業日、営業時間	原則 月曜日～金曜日の9時00分～17時00分	
休日	原則 土、日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日	
サービス提供時間 日課	9:30 ～ 朝礼 9:40 ～ 生活技術・作業プログラム 12:00 ～ 食会・休憩 13:00 ～ 勉強会	14:00 ～ 文化活動 学習プログラム 軽スポーツ 15:00 ～ 個別支援プログラム 訪問プログラム
年間予定	外出プログラム(毎月1回)、連絡会(毎月1回)、実習生受け入れ(年2回)、障がい者施設歯科健診(10月)、防災訓練(年3回)、第三者委員との懇談会(年1回)、地域行事への参加(年5回程度)	

事業計画書

平成 29 年度 指定生活介護事業所 ブルーリボン・きらめき

1. 事業運営基本計画

(1)利用者が、事業活動を通じて出会った人々と、思いを分かち合い、お互いの生き方に触れ合い、さまざまなつながりが実感できることで、利用者が自信を持って自らの道を選択し、希望を持って生きていくことができるような事業運営を目指す。

(2)障がい者権利条約の合理的配慮の観点から、利用者が抱える生活のし辛さを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政を巻き込んだ体制で支える仕組みを構築し、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。

(3)地域交流を促進し、地域活力を事業活動に取り入れ、また利用者の思いや日々の活動を地域に発信することで、誰もが同じ地域で暮らしていると感じ合える地域づくりを目指す。

(4)関係機関やインフォーマルな社会資源と協働し、活動の幅を社会に広げていくことで、ブルーリボン・きらめきの持つ雰囲気事業所内にとどまることなく、地域で暮らす当事者や市民の中に浸透し、リカバリーの輪が広がっていく事業運営を目指す。

2. 生活介護事業としての支援目標

(1)自分らしく生きるために

利用者の個々の目標に対応できるよう、新しい視点を事業活動に取り入れ、仕事や余暇、健康面などさまざまな場面で、自分らしく生きる意欲が増進するような支援を行う。

(2)抱えている思いが否定されることなく語られる場所であるように

諦め、羨望などのネガティブな言葉も正直に語られる場であり、周りからもその思いがごく自然で当たり前なものとして、否定されることなく認め合える雰囲気や空間を引き続き提供していけるような支援を行う。

(3)自己肯定感を高める

「社会での当たり前」や「普通」にとらわれることなく、利用者同士や地域住民と共に生きていると実感することで、利用者自身が現在の自分を見つめ、自分たちの生き方についての自己肯定感を高め合える場を引き続き提供していく。

(4)地域住民と地域を共に作っていく

地域でのさまざまな活動に積極的に取り組み、地域住民と関わり合いながら、多様性が認められ、障がい者が否定されたり特別視されたりするのではなく、同じ地域に住む一市民であると感じられる地域づくりを共に取り組む。さらにその地域活力を取り入れることで、利用者が一層リカバリーしていけるような支援を行う。

3. 各事業所それぞれの支援

(1)ブルーリボンで行う支援

○インフォーマルな資源の活用

ブルーリボンに関わるボランティアやインフォーマルな社会資源との交流をより深め、専門職にはないさまざまな新しい発想を取り入れ、活動を共にすることで、利用者が活躍できる場を事業所内外に広げていく。

○喫茶店という場を活かす

誰もが立ち寄ることができる喫茶店という形態を活かし、地域に居場所を求めている当事者や家族が気軽に立ち寄れる機会を提供し、「自分らしく生きていく」ということについて、失われていた目標や希望を見出せるような支援を提供する。

(2)きらめきで行う支援

○サロンという場の持つ力

それぞれが自分のペースで過ごすことができるサロンで、他者との交流や共に食事をする夕食会を始めとした日々の楽しみを通し、再び地域に生きる一生活者としての実感を取り戻していけるような関わりを行う。また、その中で埋もれていたストレングスに利用者自身が気づき、新しい希望を抱いていけるような支援を行う。

○プログラムを行わない支援

きらめきにいる誰もが自由に過ごせる場を大切に、同じ空間を共有する中で、それぞれの生き方や個性を認め合い、自身の価値が高められ、ありのままの自分を認めていけるような場所を提供していく。

4. 職員の資質向上を目指して

上記の支援を行っていくにあたり、職員の資質向上を目指す。そのために当事者や福祉関係者の声を聞く講演会、権利擁護に関する研修、利用者等との関わり方に関する研修に積極的に参加し、研修内容を全職員で共有するための伝達研修を実施する。

5. 営業日・日課・年間予定ほか

	ブルーリボン	きらめき
(1)営業日	原則月曜日から金曜日	
(2)休日	原則土・日・祝日。その他 8月13日～16日、12月29日～1月4日。	
(3)サービス提供日、時間	原則開所日の9時～17時 (火曜日は19時、木曜日は18時まで)	原則開所日の10時～18時
(4)日課	9:00～開所・喫茶営業 10:00～コーヒー染め・プログラム 17:00～閉所(火曜日は19:00、木曜日は18:00閉所)	10:00～開所・プログラム 14:00～夕食会準備(週2回) 16:45～夕食会(週2回) 18:00～閉所
(5)年間予定	防災訓練、障害者施設歯科健診、連絡会、各種プログラム	

事業計画書

平成 29 年度 指定就労継続支援 B 型事業所 サフラン

1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。
- (2)利用者が事業所内で継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。
- (3)「人と人」「地域と事業所」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

2. 支援目標

- (1)利用者の事業利用目的を把握し、就労継続支援 B 型計画に基づいて多様なサービスや生産活動を提供する。
- (2)利用者が安心して事業所内で働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて事業所の環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。
- (3)就労のために必要な情報を提供し、希望があれば就労支援機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。
- (4)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。
- (5)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

3. 支援内容

(1)一人ひとりの利用者から十分に話を聞き、ニーズを把握する。利用者のニーズを基に就労継続支援 B 型計画を作成し、計画に沿った支援を提供する。

(2)生産活動(弁当の調理、販売及び配達、紙すき作業、バザー等事業所外活動)

利用者一人ひとりが充実感や達成感を得られるようさまざまな生産活動を行う。

調理については、利用者が新たに調理に加わりやすくなるよう配慮する。近隣からの注文を増やし、また利用者が弁当づくりに関わる機会を広げるため、弁当配達チラシのポスティング作業にも力を入れる。

紙すき作業では紙を使った創作活動を行い個展の開催を目指す。また野菜の販売やパソコン作業など利用者の能力や希望にあった生産活動を展開し、利用者が自分の長所を発揮する機会を増やして、地域での生活を豊かなものにしていけるよう支援する。

(3)生活支援

利用者の 59%が、サフラン以外の福祉サービスを併用しており、さまざまな支援によって地域生活を成り立たせている現状がある。そのため、生活支援を行うには他機関との連携が必須となっているが、それぞれが提供できるサービスの隙間を埋めることも、サフラ

ンの重要な役割となる。また、利用者が一人で実現させるには難しいと感じている願いをプログラムとして企画し、日々の生活の中で楽しみを感じる場を作り出す。

20代を中心とした年齢の若い方からの利用相談もなくなり、利用者の半数以上が50代以上となってきた。サフランでの日中活動を継続していくにあたって、体力の維持増強が必要な方が増えていることから、体力づくりのプログラムを定期的に行う。

(4)就労支援

利用者が就労への希望を持った時に、気軽に関係機関とつながることができるよう、就労移行支援事業所をはじめ就労支援機関と定期的に交流できる場、意見交換の場を作る。また、就労しながらサフランを利用している方たちが、いつでも相談できる体制を整える。

(5)地域交流活動(青山台地区住民との交流、連絡会、サフラン総会の実施)

地区福祉委員会、商店会など地域の諸団体と積極的に交流する。福祉事業所としての側面だけでなく、安心して食べることのできる弁当屋としての存在感を青山台に位置づける。利用者と地域とをつなぐ役割を期待して、積極的にボランティアを受け入れるとともに、地域にとって必要な事業所として、サフランをどのように展開していきけるのか模索する。

(6)家族への支援

連絡会や家族茶話会を通じて、定期的に家族と連絡を取り合う。利用者の支援についてだけでなく、安心して家族の思いをいつでも話し合うことのできる関係を築くことに努める。特に家族茶話会では家族間で思いを分かち合い、新たな気づきの発見に繋がることを目指す。

(7)職員の資質向上のための取り組み

人権への意識や支援技術の向上を目指し法人内外で実施される研修に積極的に参加する。参加だけでなく事業所内での伝達研修を行う。事業所内でも勉強会を実施し、支援計画の書き方や支援内容の検討を行い、よりよいサービス提供に努める。

(8)事業所の体制整備

利用者ロッカーの整備を進める。男性利用者の休憩場所の確保、脱衣所・2階倉庫・事務室内の整理につとめる。

4. 営業日・日課

(1)営業日・営業時間…原則として月曜日から金曜日 9:00～17:00

(サービス提供日・サービス提供時間も同じ)

(2)休日…原則として土曜日、日曜日、祝日。8月13日～16日、12月29日～1月4日

(3)日課

9:00～11:30 朝礼・作業 11:30～13:15 昼食・休憩 13:15～14:30 作業

14:30～15:00 清掃 15:00～15:30 終礼 17:00 閉所

事業計画書

平成29年度 地域活動支援センター シード

1. 事業運営基本計画

- (1)利用者の望む地域生活実現に向け、社会参加と自立促進の機会と場の提供に努める。
- (2)地域との結びつきを重視し、行政、福祉、医療関係者との連携を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

2. 事業内容

(1)ゆるやかに人と関わることのできる活動

- ・利用者が安心して参加できるプログラムや自立に向けたプログラム作りをすることで、福祉の入口としての機能を高める。
- ・利用者の希望を確認し、趣味などに繋がるプログラムの提供を行う。
- ・各種プログラム活動を通し、利用者同士が良好な関係作りができるように支援する。また次のステップについても一緒に考える。

(2)グループワーク活動

- ・人との関わりが特に苦手な方やまだ自信がない方を対象にグループワークを実施し、一人ひとりの個性と状況に合わせた支援を行う。
- ・地域のニーズに応えるべく、定員枠を適宜増やしていく。
- ・利用者みんなで取り組める活動を通し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。その中で人との距離感を養い、達成感を感じ生活に自信を取り戻すことを目指す。
- ・利用者の希望に合わせステップアップの場を作ることを行政、福祉、医療関係者と連携し進めていく。

(3)地域交流活動

- ・地域住民の障がいに対する理解を深めるため、事業所内にとどまらず地域の活動に、積極的に参加する。
- ・市民の福祉に対する啓発の企画、協力
- ・ボランティア活動への参加、支援
- ・実習生、見学者の受け入れ
- ・地域のイベントやお祭りへの参加

(4)情報提供

- ・利用者やその家族に必要な情報を以下の方法で提供する。また個別に声かけも行い周知に努める。
- ・情報交換会「定例プログラム」の実施
- ・機関紙「シード便り」発行(毎月)

- ・利用契約時の面談(1年に1回)
- ・施設内掲示板の活用(随時)

(5)日常生活相談

・地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える、さまざまな問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。必要に応じてより専門性の高い機関へ繋ぐ。

3. 営業日・休日・行事予定

(1)営業日：原則として、月・水・金曜日 10:00～18:00、火・木曜日 12:00～20:00

(2)休日：原則として土・日・祝日。その他、8月13日～16日および12月29日～1月4日

(3)行事予定

月間	フリースペース(月4回)・スペース開放(月4回) グループワークホワイト(月4回)・グループワークスタディ(月2回) らくちん会(月4回)、麻雀教室(月1回)・パソコンサロン(月4回) 調理(月1回)・おかし作り(月1回) 街かど探検隊(月1回)・ピンポン(月1回) 絵手紙(月1回)・発送作業(月1回) ピアカウンセリング本人(月1回)・ピアカウンセリング家族(月1回) 資源回収(月1回) 偶数月：シード連絡会 奇数月：ボランティア交流会
年間	もちつき大会(2月予定)・ふれあいバザー(5月予定) シード報告会(6月予定)・流しそうめん大会(7月予定) 藤白台まつり夜店(8月予定)・防災訓練(年2回)
不定期	定例プログラム(情報交換会)・お弁当づくり・パッチワーク・片付け&お茶会

事業計画書

平成29年度 相談支援事業 シード

1. 事業運営基本計画

- (1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。
- (2)地域において障がい者を支えるネットワーク拡充のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。
- (3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。
- (4)委託相談支援事業の果たす役割を明確にし、市民にとって必要な制度のあり方の提言を行っていく。

2. 事業内容

(1)吹田市障害者等相談支援事業(委託相談)

- ・地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える、さまざまな問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。
- ・障がい種別や年齢を問わず、あらゆる相談に対応できるように他機関との連携を図る。
- ・障がい者の地域生活を支援する体制の整備・充実を図るため、吹田市地域自立支援協議会へ参画し、地域課題の確認と行政への提言を行う。
- ・特に、制度に繋がりにくい精神障がい者には専門性を持って支援し、全ての市民に対する「精神保健福祉の入り口」としての役割を果たす。

(2)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

- ・利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う。
- ・居宅介護事業や介護給付・訓練等給付事業、教育機関などの利用が必要な場合は、利用申請や利用定着の支援を行う。
- ・相談の内容により、専門性の高い機関へ繋げる。
- ・利用者の個性を把握し、障害福祉サービス事業者に対して「その人らしい暮らし」を支援できるように助言、調整を行う。

(3)指定一般相談支援事業(地域移行)

- ・障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談及び支援を行う。

3. その他

(1)研修の実施

- ・外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルをアップさせよりよい相談支援体制を目指す。

(2)相談受付時間・休日

- ・相談受付時間：月・水・金 10:00～18:00、火・木 12:00～20:00

- ・休日：土・日・祝日。その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

事業計画書

平成 29 年度 相談支援事業 トロイム

1. 事業運営基本計画

- (1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう相談支援事業を展開する。
- (2)障がいがある児童が心身ともに健やかに育成されるよう支援する。

2. 支援目標

- (1)障がいがあっても、地域で暮らし、自分の希望をかなえられるように、ライフステージに応じた支援の構築を行う。
- (2)継続した支援を実現するため、モニタリングを実施し、一度作成した計画に固執することなく柔軟に本人の希望に沿った計画支援を実施していく。

3. 支援内容

(1)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

利用者やその家族から相談を受け、本人の状況を聞き取り、現状の困りごとを整理したうえで、将来への希望を含めた目標設定を行う。その目標へ近づいて行くためのプランニング(サービス等利用計画の作成)を行い、本人の希望に対応できる事業所を紹介し、支援体制を確立する。利用者やその家族と一緒にプランニングする姿勢を常に意識し支援を行う。

(2)相談支援専門員の責務

相談支援専門員は、利用者が地域で一人の人間として生きていくためのプランニングを手伝うことが役割である。その役割を意識し常に地域の資源、制度、インフォーマルな支援などに理解を深めておかななくてはならない。また、中立、公正なプランニングを実践するとともに、自らの資質の向上にも努める。

(3)相談支援専門員の支援技術向上

計画相談では本人に寄り添った支援が当然だが、どうしても要望に合わせた計画になりがちである。本来の計画相談はしっかりとしたアセスメントに基づく計画でなくてはならない。そのためには、相談支援専門員が対人援助技術のみならず、専門性と中立性をもち、地域の状況もしっかり把握する必要がある。個々の相談支援専門員の努力に求めるのではなく、計画的な研修の機会を設け、専門性に磨きをかける。さらに地域の関係者の集まる会議などへも進んで参画することで地域の活きた情報を更新できるようにしていく。

4. 相談受付時間・休日

- (1)相談受付時間：月～金 10:00～15:00
- (2)休日：土・日・祝日。その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

事業計画書

平成29年度 指定共同生活援助事業(介護サービス包括型) エスペランサ
(住居名 エスペランサ(住居1) よつば荘(住居2) ピオラのぞみ(住居3)
プレジールのぞみ(住居4) ピオラのぞみサテライト エスペランササテライト)

1. 事業運営基本計画

- (1)地域の一人として普通の生活を希望する利用者に、「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
- (2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
- (3)関連する法律がさまざまに変化する中であっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

2. 支援目標

- (1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行う。
- (2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
- (3)利用者の生活状況を把握し、医療機関、関係機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
- (4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。
- (5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考え、より実践的な訓練等を行う。
- (6)利用者が近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。

3. 支援内容

(1)共同生活援助計画の作成

利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。

(2)生活に関する支援

共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事提供を行う。栄養に関するアドバイス、調理、買い物など、家事全般への幅広い相談に応じる。

(3)相談支援

訪問による日々の相談、希望や状況に応じての通院時・入院時支援を行う。また日常生活に係るさまざまな情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。

(4)入居者ミーティング

利用者同士の円滑な関係性の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティング

を定期的開催する。希望があれば合同行事等にも取り組みたい。

(5)連絡会

活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に生かしていくため、利用者や利用者家族、世話人、生活支援員、地域関係者などで構成される連絡会を定期的開催する。

(6)適切な支援体制の構築

職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制を目指す。

(7)権利擁護

職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。

(8)地域との関係づくりと安全の確保

利用者が安心して生活できるよう、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また地域住民の理解を深めるための活動も行う。

(9)健康管理

職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮すべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。

4. 住居ごとの特色を生かして

エスペランサ(住居 1)では利用者の半数が高齢化し健康管理が最優先になってきているため、一般科病院や地域包括支援センターなどとも連携できるような支援体制を構築する。

よつば荘(住居 2)では、近隣住民の理解を進めるため今後も継続的な働きかけを行う。

ピオラのぞみ(住居 3)、および各サテライト住居においてはワンルームマンションを利用した個別性の高さと集団生活のバランスを活かし、相談を中心として利用者の希望する生活の形が構築できるよう支援する。

プレジールのぞみ(住居 4)は3名の利用者がほぼ同時に正式利用となるため、利用者がそれぞれの生活を確立すると同時に、利用者間、職員と利用者、近隣住民との関係づくりができるよう支援する。

5. 年間行事予定

入居者ミーティング、家族連絡会…2か月に1回交互に行う 年12回(住居ごと)

防災訓練…年3回程度(マンション防災委員会、地区自治会、等と連携)

防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時)

レクリエーション、食事会等…入居者ミーティングで決定